

# 特定輸出貨物の運送に係る消費税の免税について

平成 22 年 4 月 1 日より、特定輸出貨物について、一般の輸出申告により許可を受けた貨物（以下「一般の輸出貨物」といいます。）と同様に、指定保税地域等（関税法第 29 条《保税地域の種類》に規定する指定保税地域、保税蔵置場、保税展示場及び総合保税地域をいいます。）相互間の運送に係る消費税が免税とされることとなります。

この免税措置の適用を受けるためには、その運送が指定保税地域等相互間の運送であることを特定輸出者及び特定輸出貨物の運送を委託された者（以下「委託運送者」といいます。）において、以下の事務等を行うことにより明らかにする必要がありますのでご注意ください。

## 1. 特定輸出申告書への記載事項

保税地域に搬入した後に特定輸出申告を行った貨物の場合

輸出申告を行った蔵置場所（保税地域）から積込港へ運送される場合は、一般の輸出申告と同様に、特定輸出申告書に貨物の蔵置場所（保税地域）及び積込港を記載してください。

この場合には、当該蔵置場所が免税措置の対象となる運送区間の発送地と、積込港が当該運送区間の到着地となります。

保税地域以外の場所（自社施設等）において特定輸出申告を行った貨物の場合

輸出の許可を受けた後に保税地域を經由して積込港へ運送される場合は、特定輸出申告書の蔵置場所の記載欄に經由する保税地域を追記（NACCS による場合は、「記事（税関）」欄に「TOKUTEI- （保税地域コード）」を記載）してください。

この場合には、当該保税地域が免税措置の対象となる運送区間の発送地と、積込港（一般の輸出申告書と同様に記載されている積込港）が当該運送区間の到着地となります。

## 2. 特定輸出者が委託運送者に発給する運送指図書

特定輸出者が委託運送者に対して発給する運送指図書については、指定保税地域等相互間の運送の区間（「免税措置の対象となる区間」以下同じ。）とそれ以外の運送の区間を明確に区分してください。

なお、指定保税地域等相互間の運送の区間については、特定輸出貨物に係る運送と一般の輸出貨物に係る運送を明確に区分してください。

### 3. 委託運送者が特定輸出者に発給する運送に係る請求書

委託運送者が特定輸出者に対して発給する運送に係る請求書は、指定保税地域等相互間の運送の区間とそれ以外の運送の区間を明確に区分してください。

なお、指定保税地域等相互間の運送の区間については、特定輸出貨物に係る運送と一般の輸出貨物に係る運送を明確に区分してください。

### 4. 特定輸出者及び委託運送者が保存することとなる書類

特定輸出者においては、上記1.の特定輸出申告書、上記2.の運送指図書控え及び上記3.の請求書を保存してください。

委託運送者においては、上記2.の運送指図書及び上記3.の請求書の控えを保存してください。

#### 参考：特定輸出貨物の運送に係る消費税の免税の概要

